

平成30年度第6回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成30年12月20日（木）午後2時15分～午後3時21分
開催場所	本館 地下打合室3～5
出席者	市長、副市長、総務部長、危機管理部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育委員会事務局事務部長、上下水道部長
審議事項	
<p>(1) 2020年度からのふるさと未来づくり資金の見直しについて <環境生活部></p> <p>(2) 消費増税への対応について <情報戦略局></p>	

1 2020年度からのふるさと未来づくり資金の見直しについて <環境生活部>

概要

ふるさと未来づくり条例施行から5年を経過する2020年度に、制度の見直しをしていくため、平成30年度4月に伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会を設置し、知識経験者等から意見をもらうとともに、まちづくり協議会の意見を聴取し作成した見直し案について審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 見直し案について

・活動事業費（基本額）

小学校区を基本に100万円を各まちづくり協議会へ交付しているが、各地区の世帯数に応じた金額に変更し交付する。

・活動事業費（臨時特例分）について、2019年度までの交付としていたところ、2020年度以降も継続して交付する。

交付対象項目	交付金額 ・ 算出根拠（上限額）		変更理由										
	変更前	変更後											
（基本額）	100万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">世帯数</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,000世帯～</td> <td style="text-align: center;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000世帯～3,999世帯</td> <td style="text-align: center;">1,100,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000世帯～2,999世帯</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0世帯～1,999世帯</td> <td style="text-align: center;">900,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯数	金額	4,000世帯～	1,200,000円	3,000世帯～3,999世帯	1,100,000円	2,000世帯～2,999世帯	1,000,000円	0世帯～1,999世帯	900,000円	世帯数に応じて算出するため。
世帯数	金額												
4,000世帯～	1,200,000円												
3,000世帯～3,999世帯	1,100,000円												
2,000世帯～2,999世帯	1,000,000円												
0世帯～1,999世帯	900,000円												
（臨時特例分）	60万円 ※2017～2019年度限定	60万円 ※2020年度以降も継続	課題解決事業を継続支援するため。										

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・活動事業費（基本額）が下がるところの意見等については？
⇒説明し、継続する臨時特例分でカバーいただけることで了解を得ている。

2 消費増税への対応について

<情報戦略局>

概要

平成31年10月に消費税率の増が予定されていることから、増税分を使用料に価格転嫁することについて、以下のとおり審議を行った。

(1) 平成31年10月から消費税率が8%から10%へ変更予定であることに伴い施設使用料等に対する消費税の価格転嫁に関する方針を次のとおりとする。

ア 会計区分を問わず、価格転嫁を行う。

- ・8%への引き上げの際にも考え方を整理した上で価格転嫁を実施済
- ・8%への引き上げの際、国からも通知がなされていた

イ 価格転嫁の時期

平成31年10月1日

ウ 価格転嫁の計算方法

8%への引き上げに際し技術的に算定した使用料（税抜）に10%を乗じて計算する。

※10円未満切捨てとする。

※システム変更等に多額の経費を要する若しくは対応不可の案件、又は10円単位の料金設定が馴染まない案件は例外とする。

(2) 今後のスケジュール

市議会委員協議会に報告後、3月議会で議案提出、4月に市民周知を行う。

結論 提案された内容のとおり進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・消費税の軽減税率の対象となるものについて十分確認されたい。

資料 付議事項書